

電子連絡帳 CONNECT コネクト に係る運用ルールについて

令和8年4月1日版

1. 利用可能な事務について

重層的支援体制整備事業として位置付けされる事務に限ります。

電子@連絡帳については、重層的支援体制整備事業での利用を目的として導入していません。

所管事務が重層的支援体制整備事業に該当するかについては、千歳市保健福祉部福祉課総合支援係（以下、福祉課）までお問い合わせください。

庁外関係機関の場合は、市役所担当課経由で福祉課にお問い合わせください。

また、施設登録時に表示される利用規約は必ずご確認ください。

2. システムの操作に関する問い合わせについて

庁外関係機関の場合は、まず市役所担当課にお問い合わせください。

担当課で解決出来ない内容がありましたら、担当課から千歳市総務部行政管理課情報システム係（以下、行政管理課）にご連絡ください。

3. 要支援者からの同意について

原則として、要支援者（支援の対象となる人。システムでは「患者」として登録されます）から所定の同意書の提出を受けることとしますが、下記に該当する場合は、本人同意なくとも利用可能とします。

なお、個人情報に関係しない関係機関同士の連絡や情報共有は自由にご利用ください。

（本人同意がなくても利用できる場合）

- ・法令により個人情報の利用が認められている場合
- ・個人情報の保護に関する法律第 69 条（庁外関係機関は同法第 18 条）に該当する場合
同意書は電子@連絡帳ポータル画面「各種様式」に格納されている様式をご利用ください。

4. 要支援者の新規登録について

各担当で追加してください。

登録については、重層的支援体制整備事業に該当しているか、個人情報の同意があるか（本人同意がない場合、同意がなくても利用できる業務なのか）を確認してください。

5. 施設登録・ユーザー登録について

新規で施設登録を行う場合は、システムから申請をお願いします。

市役所（福祉課または行政管理課）で承認処理を行ったのち、利用可能となります。

施設内のユーザー登録については、施設管理者が行ってください。

退職などの際は、アカウント削除や証明書の無効処理を確実に行ってください。

5. 緊急利用停止について

証明書をインストールした端末を紛失するなど、緊急の利用停止が必要となった場合、施設管理者が速やかに証明書の無効化処理を行ってください。

もし、時間外等で施設管理者が対応出来ない場合は、行政管理課までご相談ください。

個人情報の保護に関する法律（抜粋）

第十八条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令（条例を含む。以下この章において同じ。）に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学术研究機関等である場合であって、当該個人情報を学术研究の用に供する目的（以下この章において「学术研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学术研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

六 学术研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学术研究機関等が当該個人データを学术研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学术研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場

合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。